

輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令（案）
 に対する御意見及び御意見に対する考え方

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>使用したシステムやサービスなどについての記述があると良いのではないかと思われた。(サービスの名称や、参加メンバー全員あるいは座長的な者の識別番号等。後から、本来そこに参加していなかったメンバーが会議に参加している事になっていたりした場合や、参加メンバー以外から説明・釈明を求められたりした場合において用いるため(あるいは不正事態の防止のため)、会議についての確定性、確実性、鑑定・検証可能性のある情報が記録されるようにしておくのが望ましいと考える。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正と同時に、5月14日に公表した「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」(以下「実務指針」といいます。)の対象に、輸出入取引法に規定する輸出組合及び輸入組合を加える予定です。 ○ 実務指針においては、前提となる環境整備や本人確認の方法など、法的・実務的に留意すべき事項や法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示しております。 ○ 輸出組合及び輸入組合は、実務指針に記載する留意点等を踏まえ、事前のルール整備や情報提供等を行った上でバーチャルオンリー型組合総会及び理事会を開催することとなります。 ○ 御指摘も踏まえ、実務指針の周知などにより、バーチャルオンリー型組合総会及び理事会が適切に運用されるように努めてまいります。
<p>これはこれでいいが、「実体のないバーチャル総会を開催したことにする」ような不正が起きないようにお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「実体のないバーチャル総会を開催したことにする」ことは理事の任務懈怠責任となり、また、総会の議事録に虚偽の開催方法等を記載することは罰則の対象となりま

(別紙)

	<p>す。</p> <p>○ 御指摘も踏まえ、実務指針の周知などにより、バーチャルオンリー型組合総会が適切に運用されるように努めてまいります。</p>
--	---